

令和7年第8回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年3月10日（月）午前10時開議

- 日程第 1 議案第17号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第18号
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第19号
住田町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第20号
住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第21号
住田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議案第22号
住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第23号
住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第24号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第25号
訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第26号
訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第27号
訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第28号

- 訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 3 議案第 2 9 号
- 訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 4 議案第 3 0 号
- 訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 3 1 号
- 訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 3 2 号
- 訴訟上の和解に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 1 号
- 令和 7 年度住田町一般会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 1 8 議案第 2 号
- 令和 7 年度住田町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 1 9 議案第 3 号
- 令和 7 年度住田町介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 2 0 議案第 4 号
- 令和 7 年度住田町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 2 1 議案第 5 号
- 令和 7 年度住田町簡易水道事業会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 2 2 議案第 6 号
- 令和 7 年度住田町下水道事業会計予算（予算審査特別委員会）
- 日程第 2 3 発委第 1 号
- 住田町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 発議第 1 号
- 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書
- 日程第 2 5 議員の派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

副町長 小向正悟君 総務課長
兼選挙管理
委員会書記長 横澤広幸君

住民税務課長兼
会計管理者 鈴木絹子君 企画財政課長 高萩政之君

保健福祉課長
兼地域包括支
援センター長 千葉英彦君 建設課長 佐々木淳一君

農政商工課長兼
農業委員会
事務局長 菊田賢一君 林政課長 佐々木暁文君

教育次長 多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一 係長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第17号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、町民税の減免に該当するものを追加し、町民税及び固定資産税の減免申請書の提出期限を変更しようとするものです。

それでは、改正前後の表により説明いたします。

1ページをお開きください。

第51条第1項の改正は、町民税の減免に該当するものを追加し、6号を8号に繰り下げしようとするものです。

同条第2項の改正は、減免申請書の提出期限を納期限までに変更しようとするものです。

第71条第2項の改正は、固定資産税の減免申請書の提出期限を納期限までに変更しようとするものです。

2ページをお開きください。

附則は、この条例の施行日を令和7年4月1日からとしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第17号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第18号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び財政に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴い、所要の整備をするものです。

改正前後の対照表により御説明いたします。

附則第2項は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に伴う引用条項ずれの改正及び文言の整備をするものです。

附則第3項は、災害弔慰金の支給等に関する法律の引用条項のずれを改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第18号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第19号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、議案第19号 住田町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第19号 住田町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備をするものです。

改正前後の対照表により御説明いたします。

第1条は、介護保険法の引用条項のずれを改正するものです。

第2条第2項は、引用条項の改正をするものです。

第3条第1項は、現行の当該職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算法によることを可能とする改正をするもの、同条同項第3号は、引用条項の改正及び文言の整備をするものです。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 住田町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第19号は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第19号 住田町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第20号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、議案第20号 住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第20号 住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が公布されたことにより、水道法施行令の一部が改正され、水道整備管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されるとともに、布設工事監督者及び水道技術管理者を確保するため、資格要件の見直しが行われたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容を改正前後の対照表により御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第3条第1項第1号から2ページ、第3条第2項までは、布設工事監督者の資格要件について定めるもので、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加、事務経験年数の要件の見直し等に係る新たな号の追加及び字句の変更や追加をしようとするものであります。

2 ページを御覧ください。

第4条第1項第1号から4ページ、第4条第2項までは、水道技術管理者の資格要件につ

いて定めるもので、学歴及び学科要件における工学、理学、農学、医学、薬学以外に、これらに相当する課程を追加、実務経験年数の要件の見直し等に係る新たな号の追加及び字句の変更や追加をしようとするものであります。

第4条第1項第6号は、水道整備管理行政に関する事務が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めようとするものであります。

次に附則であります。

この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第20号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第20号 住田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第21号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第21号 住田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 議案第21号 住田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を説明申し上げます。

今回の提案は、住田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を国の基準に準じて定めようとするものです。

この乳児等通園支援事業とは、国のこども未来戦略を受け、町が実施主体となり行う事業であります。

孤立した育児の不安や悩みを解消するべく、全ての子育て世帯に対して保護者の就労要件にかかわらず、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象として、1か月につき上限10時間の利用可能枠内において、時間単位で利用できる事業であり、いわゆる、こども誰でも通園制度のことです。令和6年度においては、試行的に実施され、令和7年度には各自治体の判断で実施、令和8年度より全国全ての自治体で本格的に実施される予定の新しい保育制度であります。

現在のところ、本町においては、待機児童はおらず、希望する全ての子供が保育園に入園しておりますが、利用者のニーズの動向を注視しながら対応してまいります。

それでは、議案書により御説明いたします。

第1条は趣旨を、第2条は基準を、第3条は附則を定めようとするものであります。

附則は、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。

この基準に関わってでございますが、まずは基準の中身、内容とそれから現状の設備及び運営というのは、この基準に照らして合っているものかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 現在の国の基準につきましては、国の政令で定められているとこ

ろでございまして、現在の住田町の保育施設はこの基準を満たしているということでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 住田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

議案第21号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号 住田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第22号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第22号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政商工課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第22号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

住民交流拠点施設は、地域の歴史や伝統文化等、地域資源を生かし、中心地域の魅力を高めるとともに、住民交流によるにぎわいと回遊性の高い環境を整備するための拠点として、平成28年に設置され、民間活力により、施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成す

るため、指定管理者制度を導入してきたところですが、現行の指定管理が令和7年3月31日で終了いたしますので、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、行っております。

公募の結果、1社から申請があり、指定管理者候補者選定委員会における審査におきまして、設置目的に合致した管理運営を行い、これまでの活動で関係交流人口の創出や多くの利用者確保など着実な成果を上げていることに、新たな事業計画についても地域のニーズに応じた新しい取組の計画など創意工夫が見られ、今後も意欲的な活動が期待できることが評価されたことから、選定された指定管理候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、住民交流拠点施設、指定管理者候補者は、岩手県気仙郡住田町世田米字松ヶ平41番地4、一般社団法人SUMICA、指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第22号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 住民交流拠点施設の指定管理者を指定することに関し議決を

求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第23号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第23号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政商工課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第23号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

住田町木工館は、木に関する知識の普及向上と認識を深めるため、木材工芸の制作や展示を行う場として設置され、民間活力により施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者制度を導入してきたところですが、現行の指定管理が令和7年3月31日で終了いたしますので、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の公募につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例に基づき行っております。

公募の結果、1社から申請があり、指定管理者候補者選定委員会における審査におきまして、設置目的に合致した管理運営を行い、活動へのチャレンジ精神にあふれ、実践の中で利用者増に向けた施設の利活用を模索しようとする姿勢が高く評価されたことから、選定された指定管理者候補者を指定管理者として指定しようとするものであります。

施設の名称は、住田町木工館、指定管理者候補者は、岩手県気仙郡住田町世田米字大通7番地6、アトリエ・リトア、指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを採決します。

議案第23号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第23号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合設備計画の策定について御説明いたします。

上有住字土倉地内を範囲とする奥土倉辺地において、公共的施設の整備を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を策定しようとするものであり、同項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、総合整備計画書を御覧ください。

1の辺地の概況は、辺地を構成する町または字の名称、辺地の中心の位置、辺地度点数を記載しているものであります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情は、当該地域の重要性、滝観洞を取り巻く現状及

び滝観洞周辺の環境整備の必要性を記載しているものであります。

整備の内容は、滝観洞観光センターの敷地内道路の舗装とガードレールの更新であります。

3の公共的施設の整備計画は、計画期間、区分、事業費及びその財源内訳を記載しているものであります。

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間であります。

事業費は2,269万9,000円であります。

財源内訳は、全額が一般財源であります。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は2,260万円であります。

なお、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第4項の規定により、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議しなければならないこととされております。

本計画案は、令和7年1月21日付で、岩手県知事に協議し、同年2月5日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。

この計画は7年度から11年度まで5年間ということですが、中身的には敷地内道路の舗装とガードレールの更新ということですが、この期間中、あるいはこの事業計画の中で滝観洞の風恋橋の欄干のコンクリートが剥がれて鉄筋が出てむき出しになっているところもありますし、第1駐車場、あるいは第2駐車場の外灯等も整備が壊れてるわけですけれども、この辺のところは一緒にこの5年間でできるものかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 今回の総合整備計画書の事業の内容につきましては、令和7年度一般会計当初予算に計上いたしました記載の2つの事業を計画しているものでございます。

議員御質問の内容につきましては、この計画期間中の変更等で対応してまいりたいと考えておりますが、事業の実施に当たりましては、町全体の公共工事等々の状況も踏まえまして、

全体的な中で検討した上で、事業実施するかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 5年間の中で計画の変更も見据えながら取り組んでいくということでございます。

いずれ安全に関わることでございますので、ぜひこの辺のところは早急に検討の中に入れていただきたいなというふうに思います。

もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 利用者の安全性に関わるものは、早急に対応しなければならないものと認識をしておりますが、先ほども答弁させていただきましたが、いずれ全体的な公共工事、全体の見通し等々を踏まえまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

議案第24号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9～日程第16 議案第25号～議案第32号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第25号から日程第16、議案第32号の訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを一括議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第25号から議案第32号までの訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを一括して御説明いたします。

提案いたしますのは、本町が令和2年10月21日に訴訟提起いたしました農林業振興資金貸付金に係る保証債務履行請求事件について、訴訟上の和解を成立させるため、議会の議決を求めようとするものであります。

初めに、議案第25号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、4ページ以降の別紙に記載のとおりであり、本町が平成18年4月20日付、平成19年10月25日付及び平成20年1月24日付で、三陸木材高次加工協同組合及び協同組合さんりくランバーに貸し付けた農林業振興資金貸付金について、令和2年8月14日、両組合が盛岡地方裁判所一関支部より破産手続開始決定を受けたため、同年10月21日、保証契約に基づく連帯保証人及びその相続人を相手方とし、農林業振興資金貸付金に係る元金総額7億6,827万1,335円及びこれに対する未収利息遅延損害金の支払いを求める訴えを提起したものであります。

その後、31回の審議を経まして、令和7年2月25日、盛岡地方裁判所より町及び相手方に対し、和解案が提示されたものであります。

3の和解の内容につきましては、議案に記載のとおりであります。主な内容といたしまして、和解の相手方は、それぞれの保証契約について、保証債務履行義務があることを認めるとともに、町に対し和解金として640万円を支払うこと、町は遅延なく和解金の支払いがなされた場合、和解の相手方に対し、その余の支払いを免除すること、和解の相手方は、町に対し、農林業振興資金の貸付け及びその保証契約の手続について瑕疵ないし、違法性がないことを確認すること、これらの内容が裁判所からの和解条項案として示されたところであります。

以上が、議案第25号の内容であります。

次に、議案第26号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、議案第25号と同様のものであり、説明を省略いたします。

3の和解の内容につきましては、議案の記載のとおりであります。

全体としていたしましては、議案第25号で説明したものと同様の和解条項案が示されたところではありますが、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、3,072万円を支払うよう提示があったところであります。

以上が、議案第26号の内容であります。

次に、議案第27号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、これまでの議案と同様のものであり、説明を省略いたします。

3の和解内容につきましては、議案に記載のとおりであります。

全体といたしましては、これまでの議案で説明したものと同様の和解条項案が示されたところではありますが、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、1億2,000万円を支払うよう提示があったところであります。

以上が、議案第27号の内容であります。

次に、議案第28号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、これまでの議案と同様のものであり、説明を省略いたします。

3の和解の内容につきましては、議案に記載のとおりであります。

全体といたしましては、これまでの議案で説明したものと同様の和解条項案が示されたところではありますが、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、560万円を支払うよう提示があったところあります。

以上が、議案第28号の内容であります。

次に、議案第29号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、これまでの議案と同様のものであり、説明を省略いたし

ます。

3の和解の内容につきましては、議案の記載のとおりであります。

全体といたしましては、これまでの議案で説明したものと同様の和解条項案が示されたところではありますが、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、1, 125万円を支払うよう提示があったところであります。

以上が、議案第29号の内容であります。

次に、議案第30号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、これまでの議案と同様のものであり、説明を省略いたします。

3の和解の内容につきましては、議案に記載のとおりであります。

全体といたしましては、これまでの議案で説明したものと同様の和解条項案が示されたところではありますが、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、25万円を支払うよう提示があったところであります。

以上が、議案第30号の内容であります。

次に、議案第31号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、これまでの議案と同様のものであり、説明を省略いたします。

3の和解の内容につきましては議案に記載のとおりであります。

全体といたしましては、これまでの議案で説明したものと同様の和解条項案が示されたところではありますが、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、831万円を支払うよう提示があったところであります。

以上が議案第31号の内容であります。

最後に、議案第32号を御覧願います。

1の和解の相手方の住所、氏名は記載のとおりであります。

2の事件の概要につきましては、これまでの議案と同様のものであり、説明を省略いたします。

3の和解の内容につきましては、議案に記載のとおりであります。

全体といたしましては、これまでの議案で説明したものと同様の和解条項案が示されたところ

ころであります、このうち和解金につきましては、和解の相手方が町に対し、695万円を支払うよう提示があったところであります。

以上が、議案第32号の内容であります。

これまで議案第25号から議案第32号までについて一括して御説明させていただきましたが、いずれの議案も訴訟上の和解に応じることが適当と判断し、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑等を行いますので御了承願います。

まず、議案第25号について、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第25号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第26号について、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第26号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第27号について、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第27号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第27号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第28号について、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第28号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第28号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第29号について、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第29号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第29号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第30号について、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第30号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第30号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第31号について、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第31号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第32号について、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第32号は原案のとおり、同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号 訴訟上の和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第17～日程第22 議案第1号～議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第17、議案第1号 令和7年度住田町一般会計予算、日程第18、議案第2号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算、日程第19、議案第3号 令和7年度住田町介護保険特別会計予算、日程第20、議案第4号 令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計予算、日程第22、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、佐々木信一君。

○予算審査特別委員会委員長（佐々木信一君） 初めに、このたびの大船渡市大規模火災により、被害を受けられました皆様、避難された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、消火活動に尽力された自衛隊員、消防関係者の皆様、避難所の避難者の支援に携わった皆様に感謝と敬意を称します。一日も早く復旧されることをお祈りいたします。

それでは予算審査特別委員会、委員長報告をいたします。

去る3月3日、本委員会に付託された令和7年度住田町一般会計予算並びに各特別会計予算、簡易水道事業及び下水道事業会計の審査の結果と経過について御報告申し上げます。

本委員会は、3月3日、本会議において設置され、委員長に私、佐々木信一、副委員長には高橋 靖君が選出されました。委員会の審査結果については、ただいま事務局長が朗読したとおりであります。

私からは、代表的なものについて御報告いたします。

令和7年度一般会計予算の総額は、53億5,900万円であり、前年度当初比1億9,300万円、3.7%の増となっています。歳入においては、固定資産税の増が主なものであり、歳出においては、情報化推進事業、人件費の増が主なものであります。

主な事業は、産後ケア事業、林業応援隊事業、滝観洞観光センター周辺整備事業、住田高校魅力化事業などです。

次に、特別会計は、国民健康保険が6億7,121万6,000円で、前年度比3,049万8,000円、4.3%の減であり、国民健康給付費の減少が主な要因であります。介護保険事業勘定は10億1,354万3,000円で、前年度比1,537万4,000円、1.5%の増で、地域支援事業の増が主な要因であります。介護サービス事業勘定は211万4,000円で、前年度比41万4,000円、16.4%の減であります。後期高齢者医療は9,315万5,000円で、前年度比648万5,000円、7.5%の増で、徴収費の増が主な要因であります。

次に、事業会計は、簡易水道事業の収益的収入は1億5,354万4,000円で、収益的支出は1億3,518万4,000円で、資本的収入は3,998万4,000円、資本的支出は7,216万5,000円であります。下水道事業の収益的収入は1億522万6,000円、収益的支出は1億89万1,000円、資本的収入は5,747万3,000円、資本的支出は6,294万4,000円となりました。

令和7年度の予算は、町制施行70周年を迎える年であり、各種の計画をスタートする年でもあります。次期総合計画に掲げられた本町の将来像である豊かな森と水に育まれ、安心した暮らしの中でにぎわいあふれる共生のまち、住田を掲げ、先人たちが築いた自然を引き継ぎ、次世代を担う子供たちによりよい未来をつなぎ、誰もが自ら希望や力を発揮し、活躍し、互いに支え合い、行政や住民、企業、団体など、共に地域をつくり上げることで、誰一人取り残さない地域共生社会を目指し、人口対策や生活環境対策、所得対策など、各種振興策の方向性が示された予算構成となっております。

歳入では、人口減少が進む中で、町民税や固定資産税などの税収、補助金などの財源確保の見通しが問われました。歳出では、地方力創造アドバイザー報償費、町民ホールの音響対策、イコウエルすみた活用イベント、ふるさと納税推進、公共交通対策事業、多文化共生事業、介護連携体制構築事業、農林業では、飼料用米生産拡大事業、高機能バイオ炭実証実験事業、滝観洞観光センター整備など観光振興、花粉の少ない林業への転換促進対策事業、木造住宅耐震改修事業、町道改良、消防費では、防災対策、自然災害に対応できる体制整備、教育費では、住田高校魅力化、県外からの学生への下宿費支援、文化財保護事業、栗木鉄山跡地の活用など、多様な質疑が交わされました。令和7年度予算の執行が町民の福祉向上につながることを期待いたします。

審査の結果は、令和7年度一般会計予算及び各特別会計予算並びに、各事業会計予算は賛成多数で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、審査に当たられました各委員並びに町当局の皆様には感謝を申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君） 議長を除く全員をもって構成する特別委員会の報告については、質疑を行わない先例となっておりますので、質疑は省略します。

これから、一括して討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

これから討論を行います。お待ちください。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 3番、佐々木初雄であります。

令和7年度住田町一般会計予算、住田町国民健康保険特別会計予算、住田町介護保険特別会計予算、住田町後期高齢者医療特別会計予算、住田町簡易水道事業会計予算及び住田町下水道事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

コロナ感染症が5類に移行になっても、まだ終息にならず、本来の日常に戻っていない状況が続いています。

さて、令和7年度予算案につきまして、神田町政は、衣・食・住の基本計画に町内外で様々なつながり、多様な主体が協働するまちづくりと中長期的かつ広い視野で将来を展望し、着実に挑戦的な行政運営を目指す地域経営を加えた4つの柱で次期総合計画を策定し、令和7年度から人口減少や少子高齢化など、課題が山積する中で、住民の福祉向上に取り組むとしています。

令和7年度予算は予算審査特別委員会で3日間にわたり、慎重審議が行われました。

一般会計の総額は53億5,900万円で、前年度当初予算額51億6,600万円の前年比3.7%、1億9,300万円の増であります。これは、防災行政無線機器工事費、地域情報通信基盤施設、庁内の情報化推進事業などが主な要因です。

一般会計の歳入では、町税などの自主財源が17億2,375万8,000円で、構成比32.2%、自主財源以外の依存財源は、36億3,524万2,000円で、構成比67.8%であり、自主財源以外の依存に大きく頼る予算編成となっています。

歳入では、固定資産税の増収と、町税も増収が見込まれる予算で、自主財源が前年比で改善されています。

歳出では、地域力創造アドバイザー、地域プロジェクターの設置、林業応援隊設置など、住田の先を見据えた取組もしています。

今年度の滝観洞観光センター受付等の完成後、観光客が増加していますが、新年度はさらに滝観洞観光センター整備事業に取り組み、さらに観光者の増加が期待されるところです。

災害に強くするための橋梁補修工事、昭和橋架け替えの完成に向けた取組、防災対策としての防災行政無線機器の設置、消防団員の中型車免許取得補助事業、住田高校の存続の柱となる魅力化事業の推進で、入学生の確保、放課後子ども教室推進事業や放課後クラブ運営費補助の充実、担い手農業者経営の支援対策事業や小規模基盤整備事業など、全般にわたり、施策の取組が感じられます。

路線バスの減少に伴う公共交通対策、鳥獣被害対策、増え続ける空き家対策、企業誘致対策など課題もありますが、来年度事業の一端を申し上げ、総じて、限られた予算、人員の範囲で優先度に応じ、住民のニーズに合わせた予算額を組まれ、住民福祉の向上施策に実現を目指し、意欲ある予算であると評価します。

以上のことから、令和7年度の予算案に賛成するものであります。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成討論とします。

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 令和7年度住田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 令和7年度住田町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 令和7年度住田町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第2号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第3号 令和7年度住田町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 令和7年度住田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和7年度住田町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第4号 令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和7年度住田町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第23 発委第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第23、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、林崎幸正君。

○議会運営委員長（林崎幸正君） 発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行並びに情報通信技術の活用による行政手続等に関する関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、引用箇所を改正及び所要の整備をしようとするものであります。

それでは、改正前後の対照表により、改正内容について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第2条第4項中、「以下「情報公開条例」という」を削り、第4条第10項中の「以下」を「第12条第5項において」に、「第8項」を「第9項」に定めるものです。

次に、第12条第5項中、「及び第29条」を削り、同項の表中、第38条第1項第1号の項中、「第9項」を「第10項」に改めるものです。

2 ページを御覧ください。

第17条第1項中、「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号のアの「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改めるものです。

次に、第18項第1項中、「議会の保有する」を削り、同条第2項中、「この章及び第48条において」を削るものです。

3 ページを御覧ください。

第27条第2項中、「この章において」、第31条第2項中、「この章及び第48条において」、第32条第3項中、「この章において」、第38条第1項中、「この章において」、第38条第2項中、「この章及び第48条において」及び4ページの第39条第3項中、「この章において」を削るものです。

4 ページを御覧ください。

第47条中、「第4章」を「前章」に改めるものです。

次に、第48条中、「特定」の次に「に資する情報の提供」を加えるものです。

次に、第53条から第55条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

次に、附則であります。

第1項は、施行期間を令和7年4月1日とし、第53条から第55条の改正規定は、令和7年6月1日から施行するものであります。

第2項は、改正前にした行為の処罰については、従前のようにとするものです。

5 ページを御覧ください。

第3項は、この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律、第2条の規定による改正前の旧刑法第12条に規定する懲役、旧刑法第13条に規定する禁錮、又は旧刑法第1

6条に規定される拘留が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とすることを定めるものであります。

以上、議員各位の賛同を願い、発議案の提出とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

発委第1号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 住田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第24、発議第1号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

11番、水野正勝君。

○11番（水野正勝君） 発議第1号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書について、
発議案の朗読をもって、趣旨説明をいたします。

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書。

現行の夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の維持、子供の福祉に資するための重要な制度である。夫婦同姓制度を規定した民法第750条については、平成27年に最高裁が合憲と判断しており、「氏は、家族の呼称としての意義があるところ、現行の民法の下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を一つに定めることには合理性が認められる」としている。家族は社会を構成する基礎的な単位であり、選択的夫婦別姓を制度化することは、別姓を選択した夫婦の子供において、姓の選択が迫られることにもなり、家庭の混乱が生じるほか、子供の心理的な負担やアイデンティティー（自己同一性）に関わる問題が懸念される。

また、選択的夫婦別姓制度が導入されることで、事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊をもたらすおそれもある。例えばヨーロッパ諸国では、選択的夫婦別姓制度の導入以降、婚姻率は4割以上減少し、離婚率は2倍となり、婚外子の割合も増加傾向となっている現状もある。このことは、選択的夫婦別姓制度の導入が一因であると考えられる。

婚姻に際し、氏を変える者で職業上不都合が生じる人にとって、通称名で旧姓を使用することが一般化しており、婚姻に際し氏を変更するも、関係者知人に告知することにより何の問題も生じないことである。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、これから新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦のほうが圧倒的多数であり、極めて一般的な普通感覚である。夫婦同姓制度は、多くの日本国民にとって極めて自然な制度である。

選択的夫婦別姓制度が導入され、別姓世代が数代にわたって続けば、家系は確実に混乱して、日本のよき伝統である戸籍制度、家族制度は瓦解し、祖先と家族・親と子を結ぶ連帯意識や地域の一体感、ひいては日本人の倫理道徳感にまで悪影響を及ぼすことが懸念される。

これらのことから、経済的に多くの国民が困窮している現状の本国にとって、優先的に議論され取り組まれるべき政策ではなく、国民に広く制度導入の利点と不利点が認識共有されていない中、民法を改正して日本の将来に重大な禍根を残しかねない選択的夫婦別姓制度を導入されないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月10日、岩手県住田町議会議長、佐々木春一。

意見書を提出する機関は、内閣総理大臣様ほか、関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

1 番、金野千津さん。

○1 番（金野千津君） 1 番、金野千津です。

発議 1 号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書に対する反対討論を行います。

私は、選択的夫婦別姓制度を進めるべきと考える立場から反対意見を述べたいと思います。

選択的夫婦別姓制度は、夫婦が望む場合、結婚後もそれぞれの結婚前の姓、名字を使うことを決める制度です。

結婚や家族の形が多様化している現代社会において、選択的夫婦別姓制度を望む声が大きくなってきたことは、ある意味必然ではないでしょうか。

この制度が導入されれば、別姓を望む夫婦はそれを選べるようになり、姓を同じにしたいと望む夫婦は今までどおり、どちらかの姓を名のることができます。つまり、この制度は、夫婦同姓を望む人の権利を損なうものではなく、同姓を望む夫婦は同姓を、別姓を望む夫婦は別姓のままですというように、あくまでも選択肢を増やす制度だということです。

夫婦別姓制度に反対する提案理由として、別姓になることで離婚率も上がるのではないかと主張されていますが、同姓別姓にかかわらず、個人の価値観の変化や結婚に対する考え方の多様化が、離婚数に影響していること、女性の社会進出により、女性の経済的自立が図られたことなど、離婚に至る理由は様々であります。逆に、同性になることを避けたいから結婚を選択しないという意見もあり、離婚と選択的夫婦別姓制度は分けて考えるべきであります。

また、提案理由として、名字を変えることに喜びを持つ夫婦がいる一方で、喪失感を覚えるという意見があるということを述べられていますが、少数であったとしても別姓を選択したいという意見があるのであれば、多数の意見に包括してしまわず、少数派の意見も大切にするという立ち位置もあるということを理解すべきであります。

さらに、家族が同じ姓を名のることで、家族の絆や一体感が維持されると述べられていますが、私は、夫婦や家族の絆は同じ姓を名のることで生まれるものではないと考えます。姓を統一しなければ、家族の一体感が損なわれるという主張は、家族の本質から離れた主張であると感じられます。

夫婦別姓制度に反対している皆さんは、自分の御家族の姓が変わることで、その絆が薄れると本気で考えているのでしょうか。女性の社会進出が進み、企業や研究者としてキャリアを積んだ女性が増える中、名字の変更により名刺や論文、資格の登録変更などの手間がかかる上、キャリアに悪影響を及ぼす可能性もあることから、女性の中から選択的夫婦別姓を望む声が高まっています。

私は、男女共同参画のサポーターの立場からも選択肢を増やすことは、男女共同参画を押し進めるものでもあると考えます。

男女共同参画の推進は、町の総合計画の中にもうたわれていますし、町長施政方針演述、教育長教育演述でも述べられているものです。

2025年1月に実施された女性団体のアンケート結果によると、93%が選択的夫婦別姓に賛成と回答しています。女性のほうが、より夫婦別姓制度を望んでいることがうかがえます。

現行の制度では、夫婦の95%余りが夫の姓を選択しています。これは伝統的家族間から続く社会的な慣習によるものが大きく、今後男女が真に対等な関係を築くためにも夫婦別姓は必要という意見があります。

法務省が、夫婦同姓を義務づける国は把握する限り日本だけとしています。

一昨日の3月8日は国連が定めた国際婦人デーでした。国連の女性差別撤廃部会が2024年10月、日本政府に制度導入を勧告しております。

そのような声を無視して、現行制度にとどまることを選択するのは、まさに時代の変化を受け止めていないのではないかと思います。

同姓を望む人は同姓を、別姓を望む人は別姓を選択できる制度が必要であると考えことから、私はこの発議に反対いたします。

以上、議員諸氏の御賛同をお願い申し上げ、今回の意見書に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

5番、瀧本正徳君。

○議長（瀧本正徳君） 私のほうからは、選択的夫婦別姓制度の導入に反対する立場で討論をします。

まず、御存じのとおり、日本人の名字、姓は、明治8年の苗字必称義務令により、全ての国民に名字が義務づけられました。これ以前は、庶民は名字、姓を名のることはできませんでした。この義務令では、女性は生まれた家の姓を使用することを定めております。いわゆる夫婦別姓でした。

しかし、これには多くの国民から問合せや違和感の訴えがあったようで、明治31年制定の民法には、夫婦同姓が定められました。そして終戦後の昭和22年施行の新たな民法が今の指定制度となり、日本国民に広く定着した形となります。

今から二十六、七年前だと思いますが、私には住田町議会の常任委員会で、夫婦別姓に何で反対なのかと、何でまずいのかということのための意見を述べる機会がありました。

このときは、旧姓の通称利用制度などありませんでしたが、私は既に夫婦別姓導入国の現状として、家族・親子の状況、離婚率の異様な高さ、学校での様子と課題、当然家庭内のいざこざとセットであります。関わる社会保障制度の充実の現状と、このたびのとんでもない20%を超えるような消費税の高さなどの現状を話し、夫婦別姓制度は日本社会では、今はただ混乱を招くだけと話したことを覚えております。

今日出されたこの意見書には、家庭の混乱、離婚の増加、婚姻制度の崩壊の危惧など、何で選択的夫婦別姓制度に反対なのかが述べられております。

選択的夫婦別姓賛成者の意見として、女性活躍社会に支障がある、男女の差別の撤回だ、婚姻の障害になるのではないかと聞いております。今は、これをカバーする旧姓の通称利用が幅広く適用され、不便なく使われております。

また、賛成意見に子供の姓、要するに名字が、名字の問題は心配ないよという話もありますが、併せて子供が気にしないというふうな話もあります。本当にそうでしょうか。私には、つらく嫌な思いをするのは子供のような気がしてなりません。本人の都合で子供に悲しい思いをさせるべきではないと思います。

加えて、制度変化に伴う手続、対応、システムの改修と混乱、多額の関係予算も予想されます。

このように社会の混乱を生むような選択的夫婦別姓制度が何でこんな大騒ぎになっているのか。むしろ、人口減少対策、超高齢化対応、財政課題、所得地域格差対策など、今、今取り組むべきと思う課題が多い中で、社会の混乱を招くような本道に反する制度導入に夢中に

なるのかよく理解ができません。

現在は公より個が優先される社会傾向にあります。自分の都合優先、自己中心的に生きる社会傾向ではありますが、そんな中であっても、自分たちの家族、家庭や地域の大切さ、役割は、みんながよくよく分かっていることであります。だからこそ、どうあるべきかを考えてほしいと思います。

日本人の国民性を考えず、日本だけが夫婦同姓はおかしい、諸外国と同じでなければ遅れてしまうがごときの選択的夫婦別姓導入は、日本の家族制度を根本的に変えてしまいかねない様々な課題をはらんでいると思います。

意見には、選択数が増えることはいいことだ、また、自分は同姓を希望するが、選ぶが、別姓にしたい人がいるなら構わないのではないかなど等の意見があります。簡単に決めるべきものではないと思っております。社会に、全ての人に、生まれてくる子供たちに関わることであり、無責任にやってみたら問題が起きましたでは済まされないことであり、日本の私たちの家族や社会秩序を維持しつつ、不利益解消を目指す道が本当ではないかと思えます。

以上、選択的夫婦別姓制度の導入に反対する立場で意見書を提出すべきとの私の意見にしたいと思えます。

議員各位の賛同をお願いします。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論を終わります。

これから発議第1号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立少数であります。

したがって、発議第1号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書は、否決されました。

◎日程第25 議員派遣の件

○議長（佐々木春一君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

よって、本件について議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第8回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

